

「ブラジル向け水産物輸出セミナー」補足情報・講師 Maria Stella 氏の講演内容（日本語）

【補足】

○輸出手続き全体の流れ

メーカー側で必要な手続きとその流れは、以下のとおりです。

① 施設登録 → ②ラベル・製品登録（ラベル作成を含む） → ③衛生証明書の取得

上記の施設登録、ラベル・製品登録、衛生証明書申請の 3 つの手続きのうち、施設登録と衛生証明書の取得は、日本での申請となりますが、ラベル・製品登録は MAPA（農務省）の DIPOA（動物由来製品検査部）のシステムである PGA-SIGSIF で、形式上はメーカーが直接行わなければなりません。

※本セミナーでは、上記全体の流れ（セミナー前半）と、上記「②ラベル・製品登録」（セミナー後半）について解説します。

※各手続についての詳細は、ブラジル向け水産物輸出ガイドブックをご覧ください。

https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/02/2024/4a771915edea0b78/dipoa.pdf

(4.7MB)

○DIPOA へのラベル・製品登録

ブラジルへ輸出される動物由来製品は MAPA のシステム（PGA-SIGSIF）への登録が義務付けられています。同システムへの登録は、形式上インポーター（輸入者）ではなくメーカーが行うことになっておりますが、システムがすべてポルトガル語で運営され一定以上のポルトガル語読解能力が求められるため、実際はブラジル側コンサルタントやインポーター担当者に作業を委託することが一般的となっております。登録手続きは MAPA のシステム（PGA-SIGSIF）を通じてオンラインのみとなっており、登録にあたっては、事前に MAPA へ登録した施設登録番号が要求されます。

○ラベル・製品登録の手順

登録作業全体の流れは、まずシステムに対するユーザー登録を行い、その権限によって登録作業を行うユーザーを指定するところから始まります。次に製品の成分などの細かい情報を入力、その後にラベル、包装を登録していくようになっていきます。登録にあたってのポイントの一つは、製品のカテゴリー、標準化名、添加物の名称などがブラジルでの基準で定められているので、自社の製品をどのようにそれらに当てはめていくかということです。そのため、ブラジルの食品分野について、ある程度の知識が必要とされます。PGA-SIGSIF のシステムには動物由来製品についてのすべての情報が集約されており、その機能もラベル、製品の審査の進捗状況の確認、ユーザー、製品の登録の変更・取り消しなど多岐にわたっていますが、本セミナーでは新規製品の登録に絞って解説します。

【講師 Maria Stela 氏の講演内容（※一部補足）】

1 - 企業登録にあたり、企業にとって最大の難関は何でしょうか。

企業登録のためには、企業（生産者）が MAPA（農務省）のシステムページにアクセスし、企業の初期登録を行う必要があります。それによって企業専用のパスワードが設定されます。その後、（輸入会社やコンサルタントなど委託事業者がアクセスできるようにするために）他のパスワードを設定することができます。

2 -MAPA システム上でのアカウント作成および委託事業者のシステム登録にはメーカー代表者の個人情報が必要なようです。このアカウント作成プロセスについて説明してください。

委託事業者（輸入会社、あるいはコンサルタント）に、システムへのアクセス権限ならびにラベルを登録する権限を与える必要があります、そのため委託事業者への委任状 (Declaration) が必要になります。企業は、企業専用のパスワードを用いて、委託事業者のために、MAPA システムへの書類入力権限のある（新しい）パスワードを設定しなければなりません。委託事業者に権限を与えるためには、会社の代表者または経営権を持つ方の名前と署名の他に、会社名、住所、郵便番号など会社の基本情報が必要になります。

3 - DIPOA 登録の責任は誰にあるのでしょうか（生産者、輸出者、輸入者）。

登録手続きにおいては輸入者や実際に登録を行う委託事業者が重要な役割を果たしますが、全責任を負うのは生産者であるということを強調しておきます。生産者というのは、水産加工場のことです。魚を育てたり、切り身にしたり、熟成させたりする生産者が、MAPA（農務省）から受けた認定資格に基づく責任を負わなければなりません。したがって、（生産者が）生産と輸出の全ての工程ならびに MAPA システムへの登録の責任も負うことになります。

4 - 「規格」が定められている製品の登録については、自動的に承認されるのですか。規格が定められていない製品の場合、分析・審査を経ってから MAPA（農務省）に申請しなければならないのでしょうか。

MAPA に登録できる製品には、大きく分けて 2 つのカテゴリーがあります。ひとつは「特性・品質技術規定」(RTIQ) によって規格が定められているもの、もうひとつは規格が定められていないものです。法律によって規格がすでに定められている製品の場合、MAPA システムに入力すると自動的に登録が認められます。ただし、システムに入力された情報について問われることがあります。一方、RTIQ で規格化されていない製品の場合、MAPA の審査を経て登録を完了します。審査中、MAPA から追加情報を求められた場合には、委託事業者はシステムに入り、検査官の指示に従い、補足情報を入力しなければなりません。RTIQ で規格化されている製品は自動的に承認されますが、規格化されていない製品は、

MAPA から許可が下りるまで、10 日～20 日の審査が必要となります。

※「特性・品質技術規定」(RTIQ) は動物由来製品の規格であり、国内で販売される製品は輸入品も含めて、この基準を守らなければいけないようになっています。規格は FAO など参考に規定されることになっていますが、発表は不定期であり、水産物のすべてをカバーしているわけではないので注意が必要です。特に貝類についての規格はまだ出ていません。

5 - ラベル登録にあたり、承認までに要する時間はどのくらいでしょうか。

ラベル登録に必要なすべての情報や、ラベルまたは印刷包装のデザイン案を提出したら、委託事業者は MAPA システムへの入力を始めることができます。企業（生産者）が委託事業者に対し、速やかに必要な情報を提供することが、登録取得／完了までの時間を短くするうえで重要となります。問 4 で回答のとおり、製品がすでに規格に定められている場合、MAPA システムにその製品の情報を入力すると、自動的に承認されます。一方、定められてない場合は、MAPA による審査が必要となり、10～20 日がかかります。

6 - 登録番号の管理について。

生産者は登録番号に注意しなければなりません。既存の番号を別の製品に使用してはいけません。間違って使用された場合、MAPA が登録を取り消すことになります。ラベル上は 4 桁ですが、システム上では 1 桁（あるいは 2 桁）のみの表示になるので注意が必要です。例えば企業の最初の登録の場合、ラベル上は 0001 であり、MAPA のシステム上では 1 のみが表示されています。

7 - 輸入会社が変わった場合、製造会社の再登録は必要ですか。

MAPA の登録を行う際、輸入事業者データは入力必須ではありません。販売時の商品ラベルに輸入事業者が記載されている必要はありますが、MAPA にラベルデザイン案を提出する時点では、輸入事業者の名前は記載されていなくても良いのです。

逆に、ラベルのデザイン案の申請書に輸入事業者の情報が記載されていた場合、MAPA から見て、輸入事業者は固定されてしまい、輸入事業者を変更した場合、前の輸入事業者のデータでブラジルに入った貨物が検査を通る確証はありません。検査を通過するかはブラジル国境(港、空港)で働いている検査官の判断次第となります。そのためラベル登録の際は、会社名、住所、CNPJ 法人用税務登記番号などに関しては、輸入者情報を固定するような情報は記載せずに、承認を得ることをお勧めします。そうすると輸出（輸入）過程が進む中で DIPOA システム上での情報修正や変更申請手続きを避けることができます。

8 - 海藻の場合、植物検疫証明書を発行する必要があります。また、DIPOA に登録する必要もありますか？

海藻の場合、ブラジル当局の様々な部門が関与するため植物検疫の許可が必要です。許可を

得るため、原産地や取り扱いの基準が満たされていることを証明しなければなりません。余裕をもって詳細な要件について事前に問い合わせを行う必要があります

9 - MAPA が認める食品添加物と、MAPA の基準を定める機関について教えてください。

ブラジルには、魚の添加物に関する特別な法令があります。こうした法令は食品添加物の使用を規制するものです。これらの食品添加物は、関連法令に定められた値を超えると使用禁止となるため、使用する際には基準値に注意する必要があります。

10 - この分野に特化したコンサルタントの必要性について。

MAPA のシステムはすべてポルトガル語で運営されており、記入する際に非常に専門的な内容が求められるため、多くの生産者が現地のコンサルタントに作業を委託しています。

問 1、問 2 で説明の通り、委託事業者は、生産者に代わってシステムに入りラベル登録をすることになります。そのため、事前に生産者と委託事業者の間で確約を交わすことが重要です。また、委託事業者はポルトガル語での記入を効果的に行うことができるため、生産者の情報を明確に理解し説明することができるコンサルタントを選ぶことも重要です。なお、委託事業者は言語や質問項目の記入方法を理解していることに加え、同省が定めた手続きに従い、各段階にて具体的な説明を行うこともできます。

各ラベルの登録には、300 ドル～1,000 ドルがかかります。この金額には、各製品に関するすべての分析、登録のために生産者がブラジル政府に提供しなければならないデータに関する全要件、プロセスの全段階が含まれます。

11. DIPOA アクセスに関して、生産者が委託事業者と契約を結ぶことの重要性について。

多くの委託事業者が同じ生産者のシステムにアクセスできしまうと、情報（の保護）が脆弱になります。委託事業者はすでに登録された DIPOA に変更を加えることができ、ブラジルへの輸出の流れを妨げることもできます。場合によっては、輸送中の製品の輸入をキャンセルすることもできます。こうしたリスクを避け、すでに承認された DIPOA に悪影響が及ばないよう、信頼のできる委託業者を選ぶことも非常に重要です。

【免責条項】本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェットロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェットロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。